

令和7年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

○議事日程〔第3号〕

令和7年12月10日（水曜日）午前10時0分 開会

※開議宣告

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

1 番	野 崎	良
2 番	在 永	恵
3 番	於 久 弘	治
4 番	毛 利 洋	子
5 番	中 尾	勉
6 番	井ノ口 憲	治
7 番	阿 部 輝	之
8 番	土 谷 信	也
9 番	成 重 博	文
10 番	松 本 博	彰
12 番	安 東 正	洋
13 番	北 崎 安	行
14 番	河 野 正	春
15 番	菅 健	雄
16 番	大 石 忠	昭

○欠席議員（1名）

11 番 河 野 徳 久

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	大 塚 栄 彦
総括主幹兼議事係長	水 田 健 二
総括主幹兼庶務係長	黒 田 祐 子
推 進 員	清 水 栄 二

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	佐々木 敏 夫
副 市 長	安 田 祐 一
市参事兼総務課長	飯 沼 憲 一
市参事兼企画情報課長	丸山野 幸 政
市参事兼社会福祉課長	田 染 定 利
市参事兼子育て支援課長	水 江 和 徳
市参事兼人権啓発・部落差別解消推進課長	後 藤 史 明

市参事兼農業振興課長	川 口 達 也
市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長	

首 藤 賢 司

市参事兼建設課長	馬 場 政 年
財 政 課 長	伊 藤 昭 弘

地域活力創造課長	小 野 政 文
----------	---------

税 務 課 長	瀬 々 信 吉
---------	---------

市 民 課 長	田 中 良 久
---------	---------

保 険 年 金 課 長	佐々木 真 治
-------------	---------

健 康 推 進 課 長	近 藤 直 樹
-------------	---------

環 境 課 長	塩 崎 康 弘
---------	---------

商 工 観 光 課 長	井 上 重 信
-------------	---------

都 市 建 築 課 長	近 藤 保 博
-------------	---------

上 下 水 道 課 長	近 藤 毅
-------------	-------

地域総務二課長兼水産・地域産業課長

奥 田 浩 中

会計管理者兼会計課長	山 田 英 彦
------------	---------

選挙管理委員会・監査委員事務局長

古 澤 英 彦

農業委員会事務局長

東 本 久

消防長

山 田 幸 茂

教育委員会

教 育 長	河 野 潔
-------	-------

市参事兼教育総務課長兼地域総務一課長

植 田 克 己

文化財室長	河 野 典 之
-------	---------

学校 教育 課 長	上 家 誠 夫
-----------	---------

総務課 課長補佐兼総務法規係長

矢 野 裕 治

主幹兼秘書係長

齋 藤 恭 子

○議長（北崎安行君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告表の順序により、16番、大石忠昭君の発言を許します。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭です。

昨日に続きまして、市民から寄せられた声を取り上げて、今日は8項目、14点の質問をいたします。時間が1時間と限られておりますので、質問の要旨をよく捉えていただいでですね、その部分のみ、簡

潔な答弁を求めたいと思います。

1項目めは、物価高から暮らしや営業を守る対策についてであります。

もうこんなに物価が上がったのでは、生活できん、何とかしてくれ。プレミアム商品券を次々発行しているけれども、買えないものは買えないんじゃないかと。わたしたちの本当に弱い人の立場を分かるとるんかと。この弱い人の立場で頑張るのは、市議会議員じゃないんか、市長じゃないんかという声が寄せられるほどですね、この暮らしの問題等については非常に声が高いんです。

それで、この問題は4点質問をいたします。

で、私は、この市民の声に答えて、暮らしを守るというのは、私たち政治の責任だと思います。同時にですね、業者の問題もあるんですが、燃料費の高騰が続くなどして、影響を受けている中小零細業者、農林水産業者などについても大変なんですけれども、この事業を守るのも政治の責任だと思います。

で、ようやく臨時国会が開かれました。国の問題なんですけれども、そして、8日の日に補正予算が提案されまして、私もよく読んで分析をしておりますけれども、まあ一言で言うならばですね、国の補正予算について、額は大きいけれども、暮らしを守る太い柱が明確でないんですよ。地方自治体に丸投げされた部分もありますので、後で議論するんですけどね。

そして、緊急性のないこと——これは、補正予算に含まれないものなんだけども、今回は、軍事費を過去最大の8,472億円も盛り込まれていることも、これは重大問題なんです。国の予算ではね。

そして、物価対策で私どもは、最も効果が高いというのは、消費税の減税だと、インボイスを廃止することだと思っておりますが、これについては、予算に含まれておりませんし、中小零細業者対策については、重点支援交付金の2兆円の中で、結局対応しようと、それは、地方自治体に丸投げをされた形になっています。これをどうするかというのは、後で質問をします。今のは意見ですけどね。

それからですね、国民向けの対策を分析してみましても、この重点支援交付金に含まれている、今、話題になっているお米券ですね。それから、電子クーポン券については4,000億円が、2兆円の中に含まれることになつとるんですけども、国民1人当たりにしたら約3,000円程度で、子育て応援給付金についても4,000億円ですが、これも、18歳までの子ども1

人について2万円というけれども、1回限りですわね。で、子どものない低所得者については、全く恩恵がないのが国の予算なんです。

そこでですね、足りない分については、地方自治体がですね、やっぱ国の悪政の防波堤となって、地方でどうするかということが問われておりますのでね、私は4点質問いたします。

で、最初は、通告を出しておりますように、この重点支援地方交付金を使った高田における支援策をどうするかという問題なんです。

で、本議会は3日から始まりまして、まあ、補正予算が3億円超えるというからすごいなと思ったんです。よそに比べて、3億6,661万円ですから大きいんですよ。宇佐のほうと比べたら大きいんですよ。

で、中身を見ると、前年度からの繰越金の半額を基金に積み立てることと、国、県に対する精算償還金が全体の82%を占めていることも、昨日の議会で明らかになったとおりでですよ。

だから、あとの部分についてはですね、これ、まあ、市長は県下に先駆けて、9月議会で、景気対策でプレミアム商品券をね、過去最大発行したと、これは評価しております。

だけど、今度、市長が提案している補正予算の中には、全く暮らしを守る予算が入ってないんですよ。

だから、1番目の報告は、今回、国が2兆円を提案してるんですけども、豊後高田市に幾ら来るかは市長の提案理由説明の中で、今のところ分かってないと答えとるんだけど、もう今、分かったと思うんですけどね。

で、その中で、市長は、3日の日の表明では、住民税の非課税世帯と、それから、住民税の均等割のみの世帯についてはね、国が何もしないから、市が1世帯2万円の現金支給をすることを考えて、検討を深めるとなるとね、なるべく、最終日の補正予算で出したいというね、検討するとなっているんですけども、もう検討をしたと思いますのでね、私もこの質問を早く出しておりましたのでね。

だから、今、市長が考えてる豊後高田市における今回の暮らしを守る、市民に対する支援策は、1人2万円の分だけは分かっているんですけども、その他についてもね、どういう支援策を取るのか。それから、中小零細業者や農林水産業者などの支援についてもですね、どういうことを考えてるかが1つの質問なんです。分かりますね、趣旨はね。どういう事

業をやるかということなんです。

で、いつまでに——いつまでというのは、補正予算を出すんだという、その中身を説明してもらいたい。

2つ目はですね、国の予算とは別に、市が昨年度から繰り越した金が4億円を超えるんですよ。そういう金がありますし、それから、市長のこの政策によっては、自由に使える財政調整基金が30億円を超えてるんです。これも前の市長は、佐々木市長になったら使い込んでしまうんじゃないかというような話が流れましたが、そんなことはない。

もう、30億を超える基金がありますのでね、こういうものの一部を使ってね、やはり、佐々木市長が豊後高田市民の、やっぱり、本当に困っている市民や本当に困っている業者を救済するという立場に立って、何らかの新たな支援策ができないかというのが2つ目の質問なんです。

3つ目はですね、プレミアム商品券をこれまで、いわゆる大分県一ですわね、これまでの9回分だけで。今度は、10回分が販売されるんですけども、9回分だけでもね、29億9,000万円ですよ。約30億円が使われたんですね。で、これで30億円使われて、プレミアム分だけで6億4,000万円なんですよ。

それでね、私は分析してみて、これは大変な問題、議論したいというのはね、そんなに9回も、大分県一発行しているけれども、利用できる業者があまりにも少ない。ほとんどの大型店で使われているという状況が、今度資料を要求しまして、皆さんお配りしとるから分かってるようになりますね、これ大変な問題だと思うんですよ。細かく私は述べませんがね。

だから、幾らその市民のため、業者のためにつくったプレミアム商品券の実態を見たらですね、全然、商工会議所に入って登録をしておるけれども、会費を納めて登録しとるけれども、約25%の中小零細業者は全く利用されてないんですよ。全然恩恵を受けてないんですよ。これ、データ見て分かるでしょ。で、最高の方は4,700万円——最高の事業者は4,700万円を超えるんですよ。これは、私の決算委員会の議論で分かったんですけどね。

だから、ここの質問はですよ、これを分析してみて、市長も分析されとると思うものですから、分析をしてみて、これは大変な問題なんです。

だからね、こういう商品券を大分県一発行しながら、全然恩恵を受けていないのが25%、25%の事業

所ということが分かりましたのでね。そういう業者に対してはね、何らかの支援策、これは、市の30億円の基金を活用すべきだと思うんですけどもね、それはどうするかというのが質問です。

それから、4点目は、今度は、市民のことなんです。

これも資料で見て分かるでしょう。パーセントを出していないけど、パーセントを見てごらん。今まで私は9回の資料を全部持っていますけれどもね、9回の分を調べてみましたけれども、半分を超えたことがないですよ。利用者は半分以下なんです。

で、半分以上の方はですね、全く恩恵を受けてないんです。この間で6億4,000万円ですよ。6億4,000万円をね、まあ、有利に使えた人は約半分以下ね。あと6億4,000万円、あと半分ちょっとの人は全然使えてないんですよ。

で、この人をどうするかということも、これまで議会で何度も議論をしてきましたけども、結論は出ていない。私は、市長選挙前の3月議会でこの問題やりましたが、市長はね、市長選挙前ということもあったんでしょうか、これについてはね、やっぱ、検討するということを答えているんです。ゆうべ会議録を読みましたらね。ありますので、この全く買えない人たち、名前も分かっているわけやけども、例えば、第9弾目の名前は全部分かるわけやからね。その世帯も分かるわけやから、全然買えない人のね、せめて本当に困っている人たち——富裕層で買えない人は、もう問題ないんですけども、本当に生活が困って商品券買えない人についてはね、何らかのね、商品券でも現金でもいいから対策が要るんじゃないかと、この4つの質問をしますのでね、もう十分検討していると思いますので、市長から簡潔な答弁を求めたいと思います。

以上です。

○議長（北崎安行君） 財政課長、伊藤昭弘君。

○財政課長（伊藤昭弘君） 物価高対策についてお答えいたします。

本定例会開会日の提案理由説明冒頭に市長が申し上げましたとおり、早急に取り組むものとして、1つ目に、国の経済対策に盛り込まれた子ども1人当たり2万円を支給する物価高対応子育て応援手当、2つ目に、第10弾のプレミアム商品券の追加発行経費、そして3つ目に、今回、国として実施しない低所得者向けの支援を本市独自の新たな支援策として、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯を

対象に1世帯当たり2万円を支給する経費、以上の補正予算案を本定例会の最終日にご提案させていただこうと考えておるところでございます。

そのほかの支援ということでございますけれども、国の補正予算がまだ成立してございません。交付金の配分の詳細など、まだ不明でございます。内容や交付金の配分額が決定後、県や他市の動向なども踏まえ、必要に応じて基金も活用しながら、効果的な対策を検討し、その対策に必要な財源は確保してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 商工観光課長、井上重信君。

○商工観光課長（井上重信君） 物価高のプレミアム商品券についてお答えをいたします。

プレミアム商品券の利用事業者の過去の実績と今後の対策についてでございますけれども、第9弾のプレミアム商品券では、利用できる事業者は346店舗でございます。全体の換金額といたしましては、約4億5,200万円で、そのうち、約1億8,800万円が大規模店舗の利用事業者となっております。

また、利用事業者のうち、利用がなかった事業者は84店舗となっております。先ほどご質問ありましたとおり、全体の約24%となっております。

本事業につきましては、長引く物価高騰を受けている市民生活を支援するとともに、地域経済の活性化を目的としていることから、多くの事業者で利用していただけるよう、事業者皆様の取組も大変重要であると考えております。

今後の対策についてでございますが、事業者によっては、プレミアム商品券を利用した独自広告を打つなど、営業活動をされているところもございます。プレミアム商品券が利用できる旨の告知強化やプレミアム商品券が利用できる事業者へお配りしている加盟店のステッカーを視認性が高い箇所へ掲示するなど、利用率向上に資する取組について啓発をしてまいりたいと考えております。

併せまして、商工会議所及び商工会と連携いたしまして、プレミアム商品券が利用できる事業所について、ホームページなど、媒体を活用した情報発信の強化にも努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、プレミアム商品券の利用できない人など、生活困窮者の方へのお買物券の支給についてのご質問にお答えいたします。

先ほど、財政課長から答弁がありましたように、

住民税非課税世帯等を対象に支援金を支給することを検討することでございますので、お買物券の支給は考えておりません。

市民生活を支援するとともに、地域経済の活性化を図る最も有効な手段でありますプレミアム商品券によりまして、幅広い生活支援をさせていただいているものと認識をしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 第1点目の重点支援地方交付金の活用をした暮らしや営業を守る課題については、3つありましたね。その3つ目の1つのところの、子どもを——ゼロ歳児から18歳まで2万円と、これは全国どこもなくて、同じことなんですね。

それから、その2番目にありましたプレミアム商品券の追加と言われました。で、追加と言われるのはね、今の聞きようによっては、この前、9月議会、予算を可決していますけれども、申込みの結果は予定よりも7%増えたと、その7%分だけの補正予算を組むということなんですか。

この市長が全県に先駆けて、9月議会に組んだ予算は、丸々一般財源なんですよね。プレミアム分は一般財源ですよ、1億円を超える額は。

で、今度はね、これは、県がそのうちの3分の2を持とうとしてるんですよ。もう新聞に載ったでしょ。18市町村がやれば3分の2を県が持つと。いわゆる3割負担の中の2割分を県が持つと。市町村が1割持てばよいということになればね、これでも事務費を加えたら約8,000万円、市に入るんじゃないですか、収入が。で、この財源を使えば、さらに仕事ができると思うんですけどね。今の話は、それが2つ目。

3つ目は、非課税世帯と均等割のみの世帯について2万円ということですね。で、あとのことは、まだ国の予算が決まってないからできないと。で、これについても国の予算が決まってないけん、この分はやると、矛盾しちよるでしょう。

同じ国の予算が決まっていないけれども、今、言った3つのことを出すんならば、3日の日の補正予算の提案の中に、これ全部含めるべきだと思うんですよ。でしょ。わざわざ、まだ3日の日には提案もしていないのに、市長はこのことを述べたんですよ。

で、最終日にやる。最終日に出すというんなら、最初に、初日に出されることはなかったわけでしょ。その矛盾があると思うんですよ。

だから、いいですか。今から聞きたいのはですね、

今から再質問は——いいですか、そういう問題がありますのでね、国の重点支援交付金については、豊後高田は幾らもらえるというようにあなた方は考えて、今回、この3つの提案をしているのかですね。

で、そのうちのこの3つの提案で、国からもらえるのは幾らなんで、そのうちで——この3つで、合計でいいですから、合計で何ぼと、残りはあと何ぼあるというのを市民の前に明らかにしてください。どうでしょうか。

○議長（北崎安行君） 財政課長、伊藤昭弘君。

○財政課長（伊藤昭弘君） 大石議員の再質問にお答えいたします。

国の重点支援地方交付金がどのくらいもらえる予定なのかということでございますけれども、国が示した一つの予算規模からの指標によりますと、昨年いただいた交付金の3.3倍ぐらいを見込んでくださいというような表現がございまして、それから単純に計算いたしますと、2.9億円——2億9,000万円程度が交付されるのではないかと見込んでおります。ただ、詳細は不明でございます。

そのうち、今回、先ほどご答弁しました事業内容にどのくらいの交付金を使うのかということでございますが、プレミアム商品券、議員がご案内のように、9月補正で先行して実施したものは、基金等で代替して対応しておりますけれども、そちらにも遡ってといいますか、そちらにも交付金を対象にする予定にしておりまして、それと、今回の追加発行経費、それから、住民税非課税世帯等への支給金等を踏まえて2億円強が充てられるような状況になるのではないかと、今、推測をしております。

したがいまして、残りは8,000万円から9,000万円程度かというふうな、今、もくろみでございまして、詳細な額が分かりませんので、確実な額は、今回提案をさせていただこうというものでございます。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） もう時間がないからね、もう簡単にしますけれども、分かるのは、プレミアム商品券、9月議会で組んだものも含めて、今度の対象になるということですね。

そうしますとね、今までは一般財源を全部使っておったわけや、1億800万円ほどね。その分が事務費はよく分からないけど、合わせても約8,000万円ぐらいは県からの分でまた来ますわね。いうことで助かるんですよ。いうことになると思うんでね。

あと9,000万円残りがあるけれども、同時に、県からもらえる分が上乗せされるというように私は思うんだけどね。その分を利用してね、何とか新たな、本当に生活で困っている方々の対策、中小零細業者や農林水産業者に対する支援策が取れないのか。

市長、これはここで何々、何々までやるとは言わないけど、そういうね、本当に広く市民の声を聞いてですね、市民から喜ばれるような物価対策に取り組むべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（北崎安行君） 財政課長、伊藤昭弘君。

○財政課長（伊藤昭弘君） 大石議員の再々質問にお答えいたします。

まず、大石議員のほうからございました県のプレミアム商品券への補助金の関係でございまして、県の予算もまだ決まっておりません。

したがいまして、補助金の性質上、もうすでに豊後高田市の第10弾のプレミアム商品券は、もう実施をしておるところでございまして、その分については、県の補助金の今回の対象にはならないというふう聞いております。

したがいまして、第10弾については、基本的には市の単独事業、そして、それに交付金を充てさせていただこうというふう考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたとおりの分については、以上の金額ということで、その他の事業については、県の支援の内容とかもまだ不明な面もございまして、そういったところで、どういいますか、二重の支援とかにならないようにですね、その辺も検討して提案していく必要がございますので、今回はまだまだ難しいかなというような、今、状況ということでございます。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） えっとね、そういうことになっても残り9,000万円あるということですから、これについてね、本当に困っている市民や業者に対して、新たな支援策を——それは、次の補正しか出せないと思うんだけど、最終日の補正に出せるのか、いつ出すつもりなのか。

○議長（北崎安行君） 大石議員にお尋ねします。

もう3回質問を終わっておりますので、この分、そのプレミアムの件だけでよろしいですか。①が終わっておりますので。

○16番（大石忠昭君） よろしいですかちゅう、議長がとってください。議長に従いますから。

12月10日

○議長（北崎安行君） もう3回目が終わっていますので、ご理解をお願いします。（○16番（大石忠昭君） ああ、分かった。分かった。はい、分かりました。次に行きます。次のね、新たな支援策についてなんですけれども）

○議長（北崎安行君） 大石議員、挙手をお願いします。

○16番（大石忠昭君） はい。挙手します。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 新たな支援策についてね、市の一般財源を活用して何かやってもらいたいんだけど、市長どうですかね。もう早々ですと、プレミアム商品券やったんだと、大分県で最初やったやないかと言うけれどもね、やったためにですね、県からの補助金が特別にもらえないということも大きな、大損害ですよ、これはね。それだけもらえないんですよ、よそに比べてみたら。

でも、それでも30億円の基金があるから、これを活用して新たな支援策できないですか。業者に対する支援策ができないですか。

○議長（北崎安行君） 財政課長、伊藤昭弘君。

○財政課長（伊藤昭弘君） 大石議員の再質問にお答えいたします。

一つ誤解があってはいけませんので申し上げますと、県のプレミアム商品券の補助金、第10弾には使えないということでございます。

したがって、今後、その予算を活用できるように、また検討する必要はあるかというふうに考えております。（○16番（大石忠昭君） 10弾に使えないちゅうことやな）

はい。その他につきましては、効果的な対策ができる時期等を踏まえて、内容等を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） えっとですね、今度は、3項目めのことで、再質問をします。

資料をもらいましたけれども、これは7弾、8弾、9弾の資料をお願いしたんですけどね、これは、事業所の件数で書かれているんですよ。で、この前の一番直近のものでいいんですけど、9弾のものについて、これについて、それぞれ金額でどれだけになるのかというのを分かっておれば出してもらえませんか。分かるとれば、数字を述べてもらいたい。

○議長（北崎安行君） 商工観光課長、井上重信君。

○商工観光課長（井上重信君） 大石議員の3項目めの再質問にお答えいたします。

各区分のですね、換金額でございますけども、1,000円以上から100万円未満につきましては5,520万円でございます。100万円から500万円未満が1億1,080万円でございます。500万円から1,000万円未満、これが5,585万円でございます。1,000万円から2,000万円未満、これが4,295万円でございます。あと、2,000万円から3,000万円未満が2,632万円でございます。3,000万円以上につきましては1億6,091万円でございます。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 皆さんに配られた資料と今の数字を見まして、もう驚くばかりですよ。で、今、この第9弾のプレミアム商品券は346店舗が登録をしておりますが、そのうちの24.7%、約25%が全く使われていないんですよ。で、使われているのは、いわゆる1,000万円以上の方でね、8事業所で今の数字を計算してみましたら、これで計算しましたら、約2億3,000万円になるでしょう。8つで——346の事業所が登録をしておりますながら、ぜひプレミアム商品券を使ってもらいたい。346ですよ。そのうちの8事業所、事業所の数で言ったら2.3%ですよ。2.3%で、金額については約2億3,000万円ということになると、約半分ですよ。プレミアム分の半分は、8つの店舗で使われていると、これはもう驚くばかりですよ。

そして、一番多いのは1,000円から100万円未満の事業者が193件ですよ。これは、全体の53%おるんですよ。で、この事業者、今の計算ぱつとして、暗算ですけども、これでいってもですね、193店は平均したら、これ20万円台でしょう。50万円が平均くらい思ったら、今、これ計算してごらん。二十何万円にしかないんですよ。零細業者は二十何万円しか使わない。大手についてはね、平均したら、一番最高が、最高の一番大きいところが4,736万7,000円というのが決算委員会に出された資料なんですよ。これ大変な問題ですよ。

もういかに、これは商品券の利用状況で分かったことやけど、それほどですね、中小零細業者は日頃の売上げも少ないということが明らかになったんじゃないでしょうか。これは、もう税金どころじゃないわね。税金を納められんわね、こんな状況で。

だからね、そういう、全然、プレミアム商品券の

恩恵を受けてない事業者についてはね、何らかの支援策を取るとするのは、市長、大事な問題じゃないですか。これ今、すると言いきらんでもいいけん、検討してもらえませんか、これは。こん次の議会までに検討して、何らかの形でね、そういう中小零細業者には支援策がいると思いますが、どうでしょうか。

○議長（北崎安行君） 商工観光課長、井上重信君。

○商工観光課長（井上重信君） 大石議員の再々質問にお答えをいたします。

今回、商工会議所及び商工会会員の事業所など、様々な幅広い事業所の方がプレミアム券を利用できる加盟店になっていただいております。

利用者目線では、商品券の利用の選択肢が広がります。その一方で、やはり日常生活などにおいて、購入頻度が高くない商品、サービスを取り扱う事業者も加盟店になっていただいております。

そのため、利用実績が低かったり、なかったりしているものというふうに思っております。事業所におきましてはですね、利用者の利便性向上と地域経済の活性化のために加盟店になっていただいているものというふうに認識をしております。

先ほど申し上げましたとおり、事業者それぞれの営業努力で宣伝の取組強化もしていただきたいというふうに思いますし、実行委員会におきましても、広くプレミアム商品券を公募いたしまして、その利用促進を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今ですね、まあ市長が答弁しなかったけれどもね、やっぱり、あと国からの交付金が9,000万円は使えるわけやから、そういうことを含めてね、中小零細業者にも農林水産業者に対してもね、支援策を取ることを求めちゃきます。

次は、プレミアム商品券を全く買えていない方々に対するお買物券の支給についての答弁が課長からありましたけどね、実は、市長が今年の3月議会において、私の質問に対してはね、特に経済的支援が必要と思われる方々に対するお買物券の支給につきましては、今後、前向きに検討してまいりたいと考えておりますと答えてとるんですよ。市長、こう答えてとるんだけどね、今、課長の答弁と食い違うんじゃないですかね。

何とかね、これはね、直接電話がありました。80代の方が一番多いですね、電話が多いのはね。幾ら何回も発行したと言うけど、私たちは1回も買ったことがないんですよ。それは、3,000円もうかると言うけどもね、その分1万円使わないかんから、もう辛抱せないかんから、なかなか買えないち言うんですよ。買えない人が約半分でしょ。買える人は6億4,000万円ですよ。大きな差でしょ。この買えない——市長が答弁しているように、特に経済的に支援が必要と思われる方に入らんですかね。全然買わん、そういう80代の人なんか、全く買えないんじゃないかという人たちに、お買物券5,000円でも1万円でも出すというのは当然じゃないですか。これができないのかどうか。

市長、答えてもらえませんか。

○議長（北崎安行君） 商工観光課長、井上重信君。

○商工観光課長（井上重信君） 大石議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、財政課長からも答弁がありましたように、国の重点支援交付金を活用いたしまして、最終日に市の独自支援といたしまして、住民税非課税世帯等に対する支援金の支給を考えておりますので、そういったものを活用して、今後支援をさせていただきたいというふうに考えております。

したがって、お買物券の支給は考えておりません。

以上でございます。（○16番（大石忠昭君） 市長、ありませんか。検討するから、ないちゆうことですか。あとね、この問題では、9,000万が残っているのを使えるんですよ。国のメニューを見ましたけど、これに使えることになっていますよ。市長が使おうと思えば、使えるんです、国のお金を）

○議長（北崎安行君） 大石議員にお願いします。

（○16番（大石忠昭君） はい） 質疑を続けてください。

○16番（大石忠昭君） もう一回ありますね、これはね、いいですか。

この国の交付金が、あと予定としては9,000万円使えるということですね。で、こういう国の交付金は、プレミアム商品券で活用できますよ。で、その他、この生活困窮者に対しても市町村が判断すればできますということですね。で、プレミアム商品券も、豊後高田の場合は、もう10回も実施したけれども、全然使えていない人をね、本当その中でも困窮者についてやろうと思ったら、国の資金を使えるメニュー

12月10日

が入っていますからね。これを検討できないかと、これを検討するということができないかという質問ですよ、市長。市長、教えてください。検討せんと悪いでしょうが。市長、検討できないんですか。この前は検討するち答えちよるんですよ。

○議長（北崎安行君） 財政課長、伊藤昭弘君。（○16番（大石忠昭君） 今、答えられんですか。国の資金がありますよちゅういうことを言っているんですよ。国の資金が9,000万あるんじゃないけん、これを使えませんかということを知っているんですよ）

○財政課長（伊藤昭弘君） 大石議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほど、私からもご答弁させていただきましたとおり、そのほかの支援策につきましては、国の補正予算が成立し、交付金の配分額等が、詳細が決定後に、県や他市の動向などを踏まえて、効果的な事業を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） あと21分になりましたので、まあ、時間かかりましたけど、大事な問題ですからね、前向きに検討してもらいたいことを強く求めておきますよ。

あと21分で、あとの問題を全部こなしたいのでね、質問を簡単にしますから、答弁も質問された部分のみ簡潔に教えてください。

子どもの権利を保障する対策について、これまで2回議論をしてみたいです。で、今度一言で言うならば2つです。

1つはね、やっぱり、子どもの権利を保障していくためには、この権利条約の内容を知り、理解してもらう必要があるんじゃないかと。だから、普及啓発に今後、今後のことですよ。今後、どう取り組むかという、これ一般論の答弁でいいです。市長の短い答弁でいいです。

2つ目は、教育委員会に対するですね、やっぱり、この学校教育の中で、子ども自身のこの権利条約についての学習する機会をつくる。同時に、教職員についても研修をしてもらって、理解を深める部分が非常に大事ではないかと思うんです。

全国調べておりますけども、いや、かなり実際しています。いろんなことをやっていることも分かりました。教育長がいろいろと談話を発表しとるものも、全部取り寄せておりますけれども、相当やっております。

で、高田においても、現状はどうなのか。これは、現状はどうなのか、簡単でいい。今後どういう取組をするかという答弁をしてください。

○議長（北崎安行君） 子育て支援課長、水江和徳君。

○市参事兼子育て支援課長（水江和徳君） 子どもの権利保障についてのご質問にお答えいたします。

子どもの権利条約の内容を知り、理解してもらい普及啓発の今後の取組についてでございますが、第3回定例会でお答えした、こども基本法のホームページでの周知や、子育て支援課窓口や学校図書館へのパンフレットの設置に加え、市報11月号には、全ての子どもに権利があるという記事を掲載し、広く市民に周知したところでございます。

今後におきましても、定期的に周知してまいりたいというふうに考えております。

子育て支援課からは以上でございます。

○議長（北崎安行君） 学校教育課長、上家誠夫君。

○学校教育課長（上家誠夫君） それでは、大石議員のご質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましても、この条約の趣旨に鑑み、全ての児童生徒の権利が実現し、将来にわたって健やかに成長できるよう、児童生徒の基本的人権を尊重し、一人一人を大切にしたいという教育の実現に努めております。

実際の教育活動につきましては、全小中学校におきまして、社会科、特別活動、道徳等で年間計画を作成し、発達段階に応じた学習を進めております。

具体的には、社会科の公民では、基本的人権と個人の尊重についての学習、特別活動では、過ごしやすい学校にするために、子どもたちが主体となって目標を設定し、改善を図っていく取組など、様々な学習を行っております。

そのほかにも、人権の花運動を中心とした関係団体と連携した取組も行っている学校があります。

そのほかには、全小中学校において、不安や悩みなどへの対処の仕方やSOSを発信する教育を高める教育や、自他を尊重する人権教育の充実に努めるとともに、子どもの相談窓口の紹介も行っております。

教職員研修につきましても、各学校で子どもの人権が最大限保障されるよう、内容の充実等、指導しているところでございます。

今後につきましては、権利についての学び、権利を通じた学び、権利のための学びなど、多角的にア

アプローチする教育が大切であると思っております。今後も、子どもたちが人権を持つ主体として豊かな生活が送れるよう、さらなる教育の充実、家庭や関係機関との連携に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） もう時間がありませんので、あと残っておりますから、もう、3項目めは取り下げます。

4項目めについても、簡単に答弁してください。

子どもを育てる部分には、経済的負担が大きいので、まあ、これも今年の3月議会で議論した内容なんですけれども、小中学校、高校の修学旅行費の保護者負担の軽減対策ができないか、高校の教科書の購入助成ができないか。できるならできる、できないならできないということだけでいいです。

○議長（北崎安行君） 学校教育課長、上家誠夫君。

○学校教育課長（上家誠夫君） 大石議員の新たな子育て支援についてのご質問にお答えします。

ご案内の小中学校、高校の修学旅行費の保護者負担軽減対策と高校の教科書購入費の助成についてでございますが、本市においては、ご存じのとおり、高校生までの医療費、給食費、保育料、授業料の完全無料化に加え、子育て家庭を応援する誕生祝い金や入学祝い金など、様々な子育て支援対策を行っております。

あわせて、小中学校への就学にあたり、経済的な理由でお困りの家庭には、修学旅行費用などを支援する公的助成制度がありますので、現時点では修学旅行費に係る負担軽減については考えておりません。

また、高校の教科書購入費の助成につきましても、現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） あと、5番目の放課後児童クラブの拡充について、1つは、この無料化についてです。

これは、市長選挙前の3月議会で取り上げまして、市長も前向きな答弁をいたしました。で、6月議会でも、なるべく早く実施するという答弁をしておりますが、この放課後児童クラブを全て無料にするというように、市長もあるところで話しておられるようですけれども、全て無料に来年4月からできるのか。

それから、2つ目は、同時に、そこで働く職員の

皆さんの賃金アップをしてもらいたいです。

保育所で働く皆さんには市独自の支援策がありましたけども、この放課後児童クラブの職員についても支援策を取ってもらいたいと思いますが、市長の見解を求めます。

○議長（北崎安行君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 放課後児童クラブの無料化についてお答えいたします。

全国的に少子高齢化、人口減少が大きな課題となる中、本市では、地域の活力は人という基本的な考え方に基づき、国に先駆け、様々な子育て支援に取り組んでいるところでございます。

こうした子育て支援のさらなる充実に向け、放課後児童クラブと放課後等デイサービスの無料化の実現に向け、積極的に検討を進めていくと、本年、第2回定例会の提案理由説明において、私の所信を述べさせていただき、来年の4月からの実施に向け検討をさせていただいているところでございます。

子どもを持つ保護者の皆様が就労しやすい環境をつくること、子育て世代の負担をさらに軽減できるよう、議員各位のご支援、ご協力をお願いいたします。

その他については担当課長から答弁をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（北崎安行君） 子育て支援課長、水江和徳君。

○市参事兼子育て支援課長（水江和徳君） 放課後児童クラブについてのご質問にお答えいたします。

放課後児童クラブの利用料の無料化につきましては、ただいま市長から答弁を申し上げたとおり、来年の4月からの実施に向けて準備を行っております。対象とするのは保護者負担金の部分を想定しております。

おやつ代につきましては、これまでと同様に、各クラブへお支払いいただくことを想定して進めております。

次に、放課後児童クラブ職員の賃金の引上げについてでございますが、キャリアアップ処遇改善事業や令和4年からの賃金改善分である、いわゆる、収入の3%相当の賃金改善など、国の補助事業により実施されております。

また、最低賃金の上昇などによりまして、各クラブへの委託料の基準額もベースアップされておりますことから、市といたしましては、国で定められた基準に基づいた改善を今後も実施してまいりたいと

12月10日

考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 市長の答弁でですね、無料化で今検討して準備をしているということですが、これは、豊後高田の場合、条例改正は要らない。予算を組めばできるわけで、もう3月議会には予算を組んで、4月からは実施できるようにするというふうに理解してよいか。その放課後児童クラブと放課後等デイサービス事業について、いいですか、教えてください。

○議長（北崎安行君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） ええ、そのように理解していただいて結構です。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） あと3つありますからね。1つのことを二、三分で終わったらいいと思うんで、お願いしますよ。

中核工業団地で、あと3区画残っておるんですが、この企業誘致を積極的にすればですね、働く人が増えるし、市の財政事情にもよくなるんで、ぜひ市長が、まあ、これまでも頑張っていると思いますけど、3区画の企業誘致に取り組んでももらいたいと思いますが、決意のほどをお願いします。

○議長（北崎安行君） 商工観光課長、井上重信君。

（○16番（大石忠昭君） もうやるならやるということで、ほかの答弁要らないです）

○商工観光課長（井上重信君） 企業誘致に関するご質問についてお答えをいたします。

大分北部中核工業団地の残りの3区画につきましても、大分県と連携し、鋭意企業誘致を進めているところでございます。

具体的な手法といたしましては、各種支援制度や団地内のインフラが充実していることなどを丁寧に説明し、必要な対応を行うなど、積極的に誘致活動をしております。

また、既に進出いただいている企業の増設や設備投資につきましても、雇用の促進などから、本市の発展に大きく寄与し、新たな企業進出と同様の効果が期待されます。

したがって、進出企業の現地工場等に対しましても、継続的に訪問し、各種要望、相談に応じるなど、きめ細かいアフターフォローに努めているところでございます。

あわせて、近年では、全力発展フェア等を開

催し、市長のトップセールスの下、進出企業本社の役員の方々と情報交換を行う中で、本市の魅力を積極的にPRしているところでございます。

いずれにいたしましても、企業誘致は地道な取組が非常に大事になってまいります。今後とも、より幅広い産業誘致ができるよう、県とも連携を密にして誘致活動に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 市長、やっぱり引き続きね、市長の任期はあと3年ありますから、この間には新たな企業誘致ができる努力をしてもらいたいと申し添えておきます。

次は、宇佐駅のエレベーター設置についてです。これも長い答弁は要りません。

私も何度か議会で議論してきました、今までも取り組んでいると思いますが、実現できておりません。これは、関係の宇佐、国東市長とも連携しながらですね、早期にできるように取り組んでもらいたい。

もう、再質問しませんので、再質問で用意しottaのはですね、実は、このみんなの高田を見た方からですね、ぜひやってくれという声が入りました。そのうちの1人はですね、あの手すりかね、今、手すりが、84歳の方が言うのは、手すりがね、大き過ぎると、持てんと。せめて、これを今すぐやってくれんかと。

ゆうべ見に行きました。そしたら、5センチあります。で、市役所の手すりは直径3.5センチですね。で、市営住宅、県営住宅は3.5センチなんですけど、5センチあるんで、これ持てないからですね、危ないと言います。

で、それも何とか働きかけてですね、改修されるようにしてもらいたいと思うんですが、簡単な答弁をお願いします。

○議長（北崎安行君） 企画情報課長、丸山野幸政君。

○市参事兼企画情報課長（丸山野幸政君） それでは、宇佐駅のエレベーター設置についてお答えをいたします。

本件については、九州・沖縄各県で構成する九州地域鉄道整備促進協議会を通じまして、交通弱者の方に配慮した駅施設の整備促進について、JR九州に要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） もう一度、市長に答弁を求めますが、今までもね、ずっとやっていることは認めているんですけども、何とか、この国東半島の玄関口である宇佐駅にね、やっぱり荷物を持ってあの階段ではね、もう大変なんですよね。

だから、何とかエレベーターが早く設置できるようにしてもらい、今、お年寄りの声を紹介しましたように、その間についてもね、せめて手すりを普通の、普通どこでもあるような手すりに変えるように働きかけてもらえませんか。

○議長（北崎安行君） 企画情報課長、丸山野幸政君。

○市参事兼企画情報課長（丸山野幸政君） それでは、宇佐駅の関係の再質問にお答えをさせていただきます。

これは、過去にもご議論をいただいたと思いますが、基本的には宇佐市にあります駅の問題でございます。宇佐市が主体となった要望であるというのは、過去から私たちも認識をしております。

したがって、今後も、私たちが要望に参画できるチャンネルとしては、九州地域鉄道整備促進協議会になりますので、この協議会を通じて継続して取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。（○16番（大石忠昭君） 手すりのことを）

手すりの関係ですが、通告には、エレベーターの設置ということをお願いしておりましたけれども、必要でありましたら、交通弱者に配慮した駅施設の整備促進という中で、包含はされるというふうに認識をしておりますので、引き続き要望していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 最後になりました補聴器の購入費助成事業についての拡充なんですけれども、これはですね、もう全国で、12月1日現在で500を超えてきてね、3年間の間に4.5倍の勢いでありました。とうとう大分県で豊後高田市が実施できましたので、ゼロ県でなくなりましたけどね。

それでも、利用状況が今のところ、資料によりますと、申請者がいない状況なんです。このないことをどう見ているのかね。やはり、補助金が2万円であまり少な過ぎる。それから、所得のある方はできないという、この問題ですね。

だから、所得制限撤廃と補助金を引き上げること

しかないと思うんですけども、事業効果を上げるためには、そうできないかという質問です。

○議長（北崎安行君） 社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君） それでは、高齢者補聴器購入費補助事業の対象要件及び補助金額の拡充についてのご質問にお答えをさせていただきます。

本事業は、本年10月より、県内他市に先駆け実施したもので、事業開始から間もないこともあり、現在までのところ補助金申請に至ったものはございません。

しかしながら、窓口、電話などによる問合せは複数件いただいております。その中には、専門医を受診した際、聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象となり、補装具として補聴器の取得につながったケースもあると伺っております。

また、本補助制度については、県内の複数の市などからも問合せを受けており、検討されているようにございますので、今後の動向を注視してまいりたいというふうに思っております。

なお、議員ご質問の対象者の要件や補助金の上限額の拡充などにつきましては、まだ制度開始から2か月ほどでございますので、まずは、広報紙などを活用しつつ、十分な制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

また、このような支援は、本来、国の責任において、持続可能な制度として創設いただくべきものと考えておりますので、引き続き、市長会などを通じて、要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。（○16番（大石忠昭君） 議長、終わります）

○議長（北崎安行君） 一般質問を続けます。

7番、阿部輝之君の発言を許します。

7番、阿部輝之君。

○7番（阿部輝之君） こんにちは。議席番号7番、豊友クラブの阿部輝之でございます。

まず、先月18日に発生いたしました大分市佐賀関の大規模火災で犠牲になられた方に哀悼の意を、また、被災された多くの皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復興されますことを心よりお祈り申し上げます。

それでは、通告に基づき、一般質問を行います。

まず、1項めの香々地叶淵地区の水害対策についてです。

12月10日

本日は、地元関係者の方々が今後の取組を心配され傍聴されていますので、分かりやすい言葉で説明していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

昨年の第4回定例会で、台風10号による香々地地区の水害について一般質問を行いました。

1点目の質問ですが、大分県豊後高田土木事務所の調査結果が出てから関係機関と検討していくという趣旨のご答弁をいただいたと思います。豊後高田土木事務所からはどのような調査結果の報告があったのか、そして、関係機関とどのような検討をされているのかお聞かせ願います。

2点目の水害の要因とされている立花井堰の改修についてですが、やはり、昨年の第4回定例会の質問の中で、耕地林業課長のご答弁は、農業施設である立花井堰が水害の要因の一つと考えられるが、大分県豊後高田土木事務所の調査結果などを踏まえた上で、関係機関と検討していくとご答弁いただきましたが、この件につきましても、大分県豊後高田土木事務所による調査結果、そして、関係機関との検討、対策についてどのようになされているかお聞かせ願います。

次に、3点目の叶渚地区の水害対策に係る市道及び橋梁の対応についてですが、やはり、昨年の第4回定例会の一般質問で、市道香々地羽根線、その市道に架かる上叶渚橋について、地元住民から様々な意見を聞いて承知している。頻発化する災害に備えて、事前に道路管理者として調査・検討を進めるとの建設課長のご答弁だったと思いますが、その調査・検討などがなされたのか。また、対策なども検討されているのかお聞かせください。

よろしくお願い致します。

○議長（北崎安行君） 耕地林業課長、首藤賢司君。

○市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長（首藤賢司君） それでは、私から、香々地叶渚地区の水害対策についてのうち、大分県豊後高田土木事務所の調査結果について及び水害の要因とされる立花井堰の改修についてお答えします。

まず、昨年の台風10号による香々地叶渚地区の浸水被害について、大分県豊後高田土木事務所が調査した結果、市に対してどのような報告があったかということですが、土木事務所からは、浸水の原因について、立花井堰による堰上げに加え、上叶渚橋に流木が引っかかり、流下阻害を起し、左右岸に溢水が発生し、特に左岸側については、溢水

した流水がパラペット堤内側を流下し、家屋の浸水被害が拡大したとの報告を受けております。

次に、水害の要因とされる立花井堰の改修について、市はどのように考えているのかということですが、市といたしましては、住民の生命と財産を守るため、被災の要因とされる立花井堰について、恒久的な対策を講じる必要があると考えているところでございます。

そのため、現在、大分県、大分県土地改良事業団体連合会の協力をいただきながら、現地を調査し、その結果から、立花井堰を固定堰から可動堰へと移行する方法とボーリング工事等により、新たに農業用水を確保した上で、立花井堰を撤去する方法の両方で検討を進めておるところでございます。

今後は、事業実施に向けて、治水安全度の検証、地下水脈の調査、費用対効果の算定、対策に必要な財源確保の検討や関係機関との協議、地元関係者との調整を進めてまいりたいと考えているところでございます。

地域住民の皆様の安全確保及び持続可能な農業用水の確保の両立と事業の早期着手、完成を目指し、鋭意努力してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

○議長（北崎安行君） 建設課長、馬場政年君。

○市参事兼建設課長（馬場政年君） 香々地叶渚地区の水害対策に関するご質問のうち、私のほうからは、県の調査結果を踏まえた市道及び橋梁の対応についてお答えいたします。

先ほど、耕地林業課長がご答弁いたしました検証結果を踏まえ、河川管理者の県としては、竹田川は、既に河川改修済みで、設計基準をクリアしているとの認識であり、今後も状況に応じて、局部的な河床掘削等により、適切に対応していくということでありました。

道路管理者といたしましても、河川改修当時に整備されました上叶渚橋について、現時点、健全な状態であると考えておりますけれども、昨年、本地域で時間雨量95ミリメートルを記録するなど、今後において、地元の皆様の激甚災害常態化に対するご懸念も承知いたしております。

これまでも、地元自治会のご要望等を踏まえ、集落の背後地にあたる市道香々地羽根線の堆積土砂の撤去や素掘り側溝の掘削等を行ってまいりましたが、さらなる排水対策といたしまして、今後、市道側の側溝のですね、改修など、地元の皆様と協議しなが

ら、計画的に適正流路の確保に取り組みたいと考えております。

引き続き、地元の皆様はもとより、県とも十分連携を図りながら、予期せぬ豪雨災害に備え、経年による河床堆積の解消に向けた計画的な土砂撤去、伐採の要望とともに、周辺における市道路線の状況や橋梁の健全度等、十分注視しながら、災害の未然防止に可能な限り努めてまいります。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 7番、阿部輝之君。

○7番（阿部輝之君） ありがとうございます。

溢水の原因などは、豊後高田土木事務所の調査報告を伺い、よく分かりました。

立花井堰につきましても、可動堰案やボーリング案など、いろいろと検討されていることがよく分かりました。

地元住民は、今後、昨年以上の災害が発生する可能性を非常に心配しています。事業の早期着手、完成を目指し、鋭意努力していただけるという力強いご答弁をいただき、ありがとうございます。

また、市道香々地羽根線の排水問題や上叶湧橋の桁についても、取組や対策がよく分かりましたので、全てご答弁は求めませんが、今後とも災害防止に向けた取組を要望いたしまして、次の質問をいたします。

それでは、2項めの香々地地区の耕作放棄地についての質問をいたします。

1点目の耕作放棄地解消に向けた取組についてですが、香々地地区に建設が予定されている道の駅周辺の樋ノ口地区や松原、西浜地区には、耕作放棄地が目立っています。

そのため、この地域は農業振興地域でもあるので、整備がなされれば耕作者が増えるのではないかと、6月議会の一般質問で市の見解をお尋ねいたしましたところ、農業振興課長からご答弁をいただき、当該地区の耕作放棄地の問題に理解を示し、当該地区の地権者、農業委員、農地利用最適化推進委員など、関係者の意見を聞いた上で、耕作放棄地解消に向けた局地的な対策、農地の基盤整備による対策等、地域農地を維持していく上で最も適した対策を講じていきたいとご答弁いただきました。

6月議会の一般質問から約6か月ぐらいいしか過ぎていませんが、道の駅計画も順調に進んで、令和9年夏頃にはオープンが予定されています。このままでは景観を損ねるのではないかと思います、質問の1点

目として、その後並びに今後の取組予定についてお尋ねいたします。

2点目は、道の駅建設予定地周辺の圃場整備についてです。

この地区周辺の耕作を行う際の問題点である耕作道、かんがい用水、区画が小さいなどの問題解消には圃場整備が最も適しているのではないかと考えていますが、市の見解をお尋ねいたします。

○議長（北崎安行君） 農業振興課長、川口達也君。

○市参事兼農業振興課長（川口達也君） それでは、香々地地区の耕作放棄地のうち、放棄地解消に向けた取組についてお答えいたします。

まず、去る令和7年6月議会でのご質問以降の状況についてですが、当エリアの耕作放棄地解消に向けてどうするのかについて、地元の皆さんや農地所有者、農業委員等関係者全ての皆さんのご意見をまだお聞きできておりません。

また、この場所で生産活動を行う意欲のある生産者や担い手についても明確なものではなく、具体的な進展はございません。

次に、放棄地解消に向けた事業実施の実効性ですけれども、農業振興課といたしましては、国の放棄地再生のための対策事業等の活用を考えております。

本事業では、地域において、営農を続けていく農地とヒマワリや菜の花の作付など、労力やコストを抑えながら管理する粗放的利用を行う農地等を定め、その実現に必要な整備を行うことができるものとなっておりますが、対象範囲は、やはり限定的・局所的なものとなります。

また、事業実施に関し、地域の土地利用構想や事業実施団体の設立、事業実施団体による負担金等が必要となり、事業完了後5年間は、耕作または粗放的利用を行うことが事業実施の条件となっております。

今後、当エリアで継続的に耕作を行う生産者の有無や生産品目の選定ができるかどうか、その上で地域の体制づくりについて、地元関係者と協議を行い、年度内を目処に方向性を出していきたいと考えております。

以上です。

○議長（北崎安行君） 耕地林業課長、首藤賢司君。

○市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長（首藤賢司君） それでは、私のほうからは、香々地地区の耕作放棄地についてのうち、道の駅建設予定地周辺の圃場整備についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、耕作放棄地の発生原因の一つには、区画が小さく分散している、農道が狭い、用排水路が未整備といった農地の条件の悪さがあります。

こうした条件を改善し、効率的な農業生産を可能にするためには、圃場整備が最も有効な解決策であるというふうに考えております。

圃場整備により、農地の大区画化と農道や用排水の一体的な整備ができれば、大型機械の導入も容易になり、作業効率の向上や生産コストの低減が期待できます。

また、畑地化や汎用化により、高収益作物の導入が可能となり、所得の向上が期待できます。

圃場整備は、農地の生産基盤を強化し、持続的な農業経営を可能にする上で、極めて重要ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 7番、阿部輝之君。

○7番（阿部輝之君） 私も、6月議会の農業振興課長のご答弁を基に、いろいろと当該地区周辺、耕作放棄地の将来的なことを考えております。

現時点において、このエリアは、かんがい用水の不足や作業用道路が狭い上、区画も狭いので、大型機械が使えないなどのことから農地が荒れているのが現状だと思います。

そのため、この地域に限っては、農業振興課所管の耕作放棄地解消事業より、遊休農地を有効活用できる圃場整備のほうが適しているのではないかと考えます。

そこで、2点目について再質問をいたします。

遊休農地を一括有効活用できる圃場整備の方法と実施する際にどういった条件があるのかお尋ねします。

○議長（北崎安行君） 耕地林業課長、首藤賢司君。

○市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長（首藤賢司君） それでは、再質問にお答えします。

まず、遊休農地を有効活用できる圃場整備の方法についてでございますが、圃場整備事業は、国の補助金を活用して行われることが多く、地域の実情や目的に応じて多様な事業メニューが準備されております。いずれのメニューを選択しても、遊休農地の解消とその有効活用は可能であるというふうに思っております。

次に、実際に実施する際にどういった条件があるのかということでございますが、選択する事業によっ

て採択要件は異なりますけれども、圃場整備事業を実施する前に最も重要な要件は、地域の合意形成であります。

土地改良法では、事業に参加する資格を持つ者の3分の2以上の同意があれば事業実施は可能とされていますが、実際には、工事の円滑な実施や事業完了後の施設の維持管理、受益者負担金の徴収などを円満に進めるため、ほぼ100%に近い同意を得てから着工するケースがほとんどであります。

合意形成には、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業集落等を単位として策定される地域計画等を基に、誰が担い手となって、どこの農地で何をどれくらい作るかなど、将来の地域農業の姿について地域住民全員で話し合い、共通の認識を持つことが不可欠であると考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 7番、阿部輝之君。

○7番（阿部輝之君） はい、ありがとうございます。再々質問をしたいと思います。

実施する際には、いろいろ条件があることはよく分かりましたが、この地域は、不在地主も多いと予想されます。その地権者などに対する説明や同意書等を取りまとめるには、関係者だけでは無理があると思います。私も尽力は惜しみませんが、行政の支援、協力が必要不可欠です。その上で事業の推進を図りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（北崎安行君） 耕地林業課長、首藤賢司君。

○市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長（首藤賢司君） それでは、再々質問にお答えします。

行政としましてもですね、地元と連携を組み合わせながら、そしてまた、関係機関と調整等を図りながら、精いっぱい支援していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 7番、阿部輝之君。

○7番（阿部輝之君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3項目めのシニアカー購入等補助事業拡充についての特定小型原動機付自転車も対象にできないかの質問をいたします。

シニアカー購入等補助事業を取り上げていただきまして、ありがとうございます。利用者の方も大変喜んでいただいております。

今回は、16歳以上であれば免許不要で運転できる

三輪タイプや四輪タイプのDチャリとも呼ばれるシニアカーに似た電動の車がありますが、その多くは時速20キロメートルモード、6キロモードの切替えができ、概ね自転車のスピードと同じぐらいの20キロメートルモードの時は車道を、そして、6キロメートルモードの時は歩道をシニアカーと同様走れるようになっていますので、免許返納後のシニアの方の移動手段として最も適しているのではないかと思います。

シニアカーと同じように補助の対象にできないでしょうかお尋ねいたします。

○議長（北崎安行君） 社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君） それでは、シニアカー購入等補助事業の適用車両の拡充についてのご質問にお答えをさせていただきます。

本事業は、令和5年の第2回定例会一般質問での阿部議員のご要望を受け、日常生活において歩行に不安のある高齢者などの新たな外出機会の創出によるフレイル予防や地域活動への参加などによる高齢者の生きがい創出に大きな効果が見込まれるものとして、昨年4月より事業を開始したものでございます。

こうした高齢者の外出機会の創出を目的としたシニアカーの購入助成制度自体が全国的にも少なく、加えて、本市では、レンタルに係る費用も助成対象としていることから、県内外の自治体などからも多くの問合せをいただいているところでございます。

なお、本制度により補助対象としていますシニアカーは、介護や障がいの認定を受けた方が福祉用具や補装具として給付されているものと同様の器具であり、道路交通法上では、歩道を通行する歩行者と区分されております。

今回、ご質問の特定小型原動機付自転車につきましては、近年、都市部などで普及の進む電動キックボードなどの適正な運行を図るため、令和5年7月の道路交通法改正により、新たな車両区分として設定されたもので、16歳以上であれば、運転免許なしで運転ができ、車道通行が原則であるものの、速度の切替えを行えば、歩道も走行できるとされております。

また、そのほかにも、車体の大きさや最高速度などの規制があり、自動車などと同様に、ナンバーの取得や自賠責保険への加入、最高速度表示灯の装備などが義務づけられるなど、道路交通法上の適用を受けるものでございます。

いずれも、高齢者の外出支援につながるものではございますが、シニアカーにあつては、歩行に不安のある高齢者などの歩行補助用具であり、一方、特定小型原動機付自転車については、長距離などを移動するための交通用具となっております。

そういった意味では、支援する対象なども異なることや様々な形状の車種が販売されておりますし、全国的には、事故件数や交通違反の検挙件数なども増加していると聞いております。

そのため、現行の補助制度内で、対象とすることは難しいのではないかと考えております。

しかしながら、高齢者における外出機会の創出は、非常に重要なことであると考えております。これまでも阿部議員からご提案をいただいたシニアカーの購入等補助事業については、大変ご好評をいただいているところでございますので、引き続き、多くの方に利用していただけるよう、制度の周知に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北崎安行君） 7番、阿部輝之君。

○7番（阿部輝之君） 再質問をいたします。

今回の特定小型原動機付自転車について——これは、2年前に登場したばかりの車両ということもあり、まだ市民の皆様にはあまりなじみがなく、知名度も薄いのではないかと思いますので、実際に私が試乗させていただいた車を例に、もう少し説明させていただきます。

実は、私の知り合いの高齢の女性の方が、原付バイクに乗っていたのですが、この人は少し足が不自由なので、バイクでは一旦停止の時など、足の踏ん張りがうまくできなくなったため、何回も転び、顔などにけがをしたそうです。

そのようなことから、バイクをやめて、代わりに乗り物として特定小型原付の三輪タイプの車両を購入しました。

私も試乗させていただきましたが、まず、時速20キロ、自転車と同じぐらいのスピードも出せる、公道が走れるということやタイヤも大きくするなどの工夫がなされ、悪路にも強く、安定性もよく、とても乗り心地がよくて快適でした。もちろん、6キロメートルモードで歩道も走れて、乗り入れ口などの斜め部分も安定性抜群でした。

また、メーカー表示は、満充電では60キロメートルも走行できるということなので、私たち香々地から高田市内を往復することは、余裕でできると思い

12月10日

ます。

電気代も1キロメートル走るのに0.5円ということなので、高田往復をしたとしても二、三十円で、とても経済的だと思います。登坂能力も大変優れて、急な坂道の友達のうちを訪ねるにしても、とても便利だと感じました。

この車は、荷台スペースが特別に大きかったです。シニアカーは荷物スペースが小さいのですが、特定小型原付には荷台の大きなタイプの車両もたくさんありますので、利用者の利便性も向上すると思われる。

そういう意味でも、ぜひ検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（北崎安行君） 社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君） それでは、シニアカー購入等補助事業の再質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のように、シニアカーについてはですね、歩行支援の用具ということの中で、手荷物程度の荷物が乗る籠がですね、ついているということがあります。議員が今回ご試乗になられた特定小型原動機付自転車については、確かに、積載スペースがかなり広いというふうに伺っております。

そういう意味では、大変有効な手段ではあるというふうに思っておりますけれども、現時点では、この事業の中では、対象拡大については難しいというふうに考えております。

ただ、そういった大きな荷物、買物などをなされる場合にはですね、これまでも既存の予約制乗合タクシー、いわゆるデマンドタクシーとかですね、買物支援サービスなども行っておりますので、そういったものもご検討いただければというふうに思っておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 7番、阿部輝之君。

○7番（阿部輝之君） はい。ご答弁ありがとうございます。

国土交通省の性能等確認や厚生労働省が福祉用具として認めた安心・安全な車両がいろいろあります。免許返納後のシニアの方の移動手段として、市でもいろいろなサービスを実施していますが、時間を気にすることなく、自由な時間にいろいろなところに出かけられることも大事ではないかと考えます。

既存のサービスに加え、今後検討していただくよう要望いたしまして、質問を終わります。ありがと

うございました。

○議長（北崎安行君） 一般質問を続けます。

4番、毛利洋子君の発言を許します。

4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） 議席番号4番、公明党の毛利洋子です。

初めに、11月18日に発生しました佐賀県大規模火災によりお亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興を心より願っております。

また、一昨日には、青森県で震度6強の地震が発生しており、まだまだ予断ができない状況で、ますます寒さが厳しい中、皆様の安全を願っております。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

1点目、新規就農者の定着推進と地域農業の担い手の確保について。

本市の基幹産業である農業は、自然相手の仕事であり、天候や市場価格に左右される厳しい仕事です。経営として成り立たせる大変さ、販路確保、税務処理など、多くの課題があります。

しかし、一方で、農業は自らの手で作物を育て、地域や消費者に届ける喜びを感じられる非常にやりがいのある仕事です。

そこで、4点お伺いします。

令和2年度から令和7年度の新規就農支援制度を利用して、実際に本市で就農・定着した人数はどのくらいおられますか。

2点目、研修支援制度の内容とその成果及び課題について。

3点目、過去において新規就農支援制度を利用した後に離農された方の人数と主な理由についてお伺いします。

4点目、離農後に再活用されない農地等についての今後の活用方針についてお伺いします。

○議長（北崎安行君） 農業振興課長、川口達也君。

○市参事兼農業振興課長（川口達也君） それでは、新規就農者の定着推進と地域農業の担い手確保についてお答えします。

まず、新規就農支援制度を利用して就農・定着した人数ですが、直近の令和2年度から令和7年度の5年間では23名となっております。

次に、研修支援制度の内容についてですが、本市では、豊後高田市アグリチャレンジスクール（新規

就農コース)という研修制度を実施しております。

これは、市が栽培技術の優れた農家を就農コーチと認定、その就農コーチの指導の下、栽培技術等の習得を図るとともに、関係機関などからの外部講師による座学を実施し、農業経営に必要な知識の習得を図るものです。

この研修期間中は、自らの営農による収入が生じないことから、国による生活費支援としての就農準備資金が交付されるとともに、市の独自支援事業として、研修1年目に対する生活支援助成と研修期間中における家賃助成を行っております。

研修支援制度の成果としては、平成28年度から令和7年の間において、アグリチャレンジスクール及び県域で取り組まれている就農学校により、本市の特産である白ネギを中心に計39名の方が研修終了後に新規就農されています。

課題としては、研修期間中において、栽培技術的なものは習得できるものの、天候や気温等、気象状況による播種や収穫のタイミングの変化、病害虫被害への対応、市場や資材等の価格変動等、日々変化する外部要因に対する経営面での経験を得ることが難しく、当初の営農計画とのずれが生じ、営農継続に影響が生じる場合が見受けられます。

そのため、県や関係機関、市職員により、年に上期と下期の2回、就農後10年以内の就農者を対象に農地の現地確認と現状の聞き取りを兼ねた訪問を実施しており、内容に応じ、必要な指導と助言、相談等、フォローアップを図っているところです。

次に、支援制度を利用した新規就農者で、既に離農されている人数については、先ほどの研修支援制度と同様の平成28年から令和7年の期間では7名となっております。

同期間での就農者数は、研修支援制度を活用せずに就農した方も含めると、55名が新規就農しており、就農定着率としては87%となっています。

離農した主な理由としては、先ほどの研修支援制度における課題やそれらに対する管理能力の不足が挙げられます。

最後に、離農後に生じた農地等の活用についてですが、県や関係機関、地元の皆さん、農地所有者、農業委員等、関係者のご意見、ご意向を聞くとともに、新規就農者や既存農家に対し、その農地や施設で生産活動を行う意欲のある方がおられるかどうか、意欲のある方がおられる場合は、栽培品目等、個々の営農計画等を踏まえ、耕作者不在の農地等の再活

用について、随時マッチングを図っているところです。

以上です。

○議長(北崎安行君) 4番、毛利洋子君。

○4番(毛利洋子君) ありがとうございます。

高田では、離農した方が本当に少なく、新規就農の定着率が87%というふうになっております。今回初めて農業についての質問をさせていただきました。

ある主婦の方から、私もアグリチャレンジスクールに通って、とても楽しかったとお聞きしました。

また、各地域を訪問する中で、移住の方々、また、農業をされている方々が本当に大変な中、生き生きと頑張っておられる姿に、本市を選んでいただき、本当にありがたいなと思いました。

厳しい中を乗り越え、楽しさを実感できる環境を整えることが、新規就農者の定着や地域農業の持続につながると思います。いろいろな面で、行政もフォローアップされているようですが、どうか行政の方から現地への訪問をしていただき、早めの相談やフォローアップ等をしていただきますようお願いいたします。

2点目、ごみ出しに使えるレジ袋の購入についてお伺いします。

先日、福岡市の環境局収集管理課へ、ふくレジ袋の取組を視察に行っていました。

これは、買物時に使用したレジ袋をそのまま家庭ごみの指定袋として使用できる仕組みであります。

始めるきっかけと目的をお聞きしました。

高齢者世帯や単身世帯が増え、また、市民の環境意識が強く、特に可燃ごみについて排出量の少ない世帯が増えている。よって、より小さいサイズのごみ袋やばら売りを要望する声が多く上がりました。令和5年度の調査の結果、家庭から捨てられるレジ袋は年間2,600トン、可燃ごみのうち、約1%がレジ袋。市民1人当たりに換算すると、年間約160枚になるとのことです。プラスチックごみの減量、脱炭素の取組の強化を図るためです。

指定袋取扱店となっているコンビニ、スーパー、ドラッグストアで、ふくレジ袋は小15リットル、特小10リットル、買物袋とごみ袋を兼用できることで使い捨てを減らし、プラスチックごみの削減につながる工夫であります。

各自治体の指定ごみ袋をレジ袋として販売する取組が全国で広がっております。本市でも、今後の利便性と環境の軽減を同時に実現できると思います。

12月10日

12月より、宇佐市、豊後高田市、国東市のごみ処理施設クリーンセンターで共同処理を開始いたしました。今後、合同での取組の検討ができないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（北崎安行君） 環境課長、塩崎康弘君。

○環境課長（塩崎康弘君） それでは、議員ご質問の指定ごみ袋をレジ袋として販売する取組についてお答えいたします。

現在、宇佐市、豊後高田市、国東市の3市による広域でのごみ処理が行われていますが、指定ごみ袋については、統一化は行わず、3市それぞれで作成を行うよう協議されています。

議員ご質問の内容といたしましては、レジ袋サイズの指定ごみ袋を新たに作成し、スーパーなどで買物をする際にレジ袋の代わりに販売することで、レジ袋の削減ができ、そのままごみの収集日にごみが出せるという取組であると認識いたしておりますが、レジ袋の削減につきましては、本市ではマイバック運動の普及による取組を行っておりますので、今後、他市の取組状況などを参考にしながら、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） ありがとうございます。

再質問1件だけ、すみません。

どうか今後ですね、何年か後になると思いますが、合同でのレジごみ袋を、コスト削減にもなると思いますので、宇佐市、国東市への声かけをしていただけますでしょうか。

○議長（北崎安行君） 環境課長、塩崎康弘君。

○環境課長（塩崎康弘君） それでは、毛利議員の再質問にお答えいたします。

まず、県内でこの取組を採用している市町村もございませんので、3市では情報共有を行いながら、他市の状況を見ながら、また研究してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） やっぱり一番小さい袋を作るというのは、すごいコストがかかるということで、3市が一緒になれば、今後すごい削減になると思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後の質問をいたします。

玉津のプラチナ通り空きスペースの有効活用についてです。

プラチナ通りにある長い間活用されていない駐輪場の空きスペースを何か活用した活動拠点に、地域の方々からも声が上がっています。狭い空きスペースのため、使用目的が難しく、行政への声も上がっていません。

例えば、町なか文化ギャラリー、アートスポットとして整備すれば、本市の芸術家や学生、各種団体の皆さんの作品を展示し、市民や観光客が気軽に立ち寄れる文化交流の拠点となります。

また、買物や散策の途中で立ち寄れる町歩きの楽しみとなり、商店街の活性化にもなります。商店街や地域の皆さんとの協働を前提に検討を進める考えはありますかお伺いします。

○議長（北崎安行君） 建設課長、馬場政年君。

○市参事兼建設課長（馬場政年君） 玉津プラチナ通り空きスペースの有効活用に関するご質問にお答えします。

駐輪場につきましては、隣接する入津原中之島線の道路改良工事の際、店舗用地の収用に伴い、移転補償対象となった建物でありましたけども、長屋の一部ということもあり、取壊しができなかったため、道路施設として位置づけ、市が区分所有することとしたものです。

これまで、数回イベント等に活用された経過はございますが、キャパシティや構造上の問題、また、水回り・電源設備も未整備のため、常態的な利用はされていないのが実情です。

議員からご提案いただいた内容、また、様々なご意見もあろうかと思っておりますので、玉津のまちづくりのコンセプトの下、今後どのような活用ができるか、財源的なことを含め、引き続き、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） どうか市民の皆様の声を聞いていただき、にぎやかな活気のある商店街となりますように対応をどうぞよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○議長（北崎安行君） しばらく休憩いたします。

午後の会議は13時に再開いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（北崎安行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、於久弘治君の発言を許します。

3番、於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 議席番号3番、於久弘治でございます。

質問に入る前に、大分市佐賀関での大規模災害につき、お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

市民の皆様も年末にかけての準備で慌ただしくなってくるものと思われませんが、12月に入っても雨が少なく、空気もとても乾燥しています。火の取扱いには十分に注意していただくようお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

初めに、自転車の交通反則通告制度、通称青切符制度について質問いたします。

テレビニュースや新聞報道等でご存じの方もおられると思われませんが、令和8年来年の4月より、16歳以上の全ての自転車利用者を対象とした自転車の運転による違反行為に対する反則金が発生することになります。

主な違反行為と反則金について紹介しますと、自転車運転中のスマホなどを使用すると1万2,000円、逆走、歩道通行で6,000円、無灯火運転で5,000円、ほかの自転車と横に並んで走行すると3,000円、二人乗り運転で3,000円となっています。

これまで、自転車を運転する際には、車という認識はほとんどないため、違反行為に対して罰則が設けられ、さらに、対象年齢が16歳以上と、現役世代の高校生も含まれる点について、大変戸惑われる市民の方も多くおられると思われま

す。私自身も、制度についてあまり理解していない部分もあったことから、警察署の担当の方に直接市民への周知についてお聞きしたところ、警察署も早くから周知への取組を行っており、既に自転車の利用が多い外国人技能実習生を対象とした各企業への自転車講習や高田高校の生徒への自転車講習等を開催し、制度内容を理解してもらうための対応を行っているとのことでした。

さらに、今後の取組についてお聞きますと、今回の自転車の交通反則通告制度は、警察署だけの活動では周知が行き届かないため、様々な取組を通して、早い段階での広報を進めていきたいとの意向も持たれているとのことでした。

そういったことから、今回の制度導入の周知につ

いてですが、警察署が主体となって取り組むべきことではありますが、外国人技能実習生、高田高校生、生徒たちも含めた制度の対象となる自転車を利用される市民の方々が安全に自転車を利用していただくためにも、本市からの情報発信も必要だと思われま

すので、まず1点目に、令和8年4月より開始される自転車の交通反則通告制度の市民への周知についてお聞きいたします。

次に、こういった自転車への交通反則通告制度が導入されることを私自身が9月頃知る機会があり、全国で取組を行っている自治体がないものかと模索していたところ、東京都の文京区が自転車道の整備を進めているとの情報を聞きつけ、どのように整備をされているのかを確認するため、先月、現地視察を行ってきました。

文京区内の都道、区道では、自転車のマークや青線が線引きされた自転車道が整備されており、自転車利用者の約3割程度が常に利用しているように感じられました。

本市でも、同じような取組が早々に必要になってくるのではないかと感じられたため、警察署の担当の方に、先ほどの周知に続いて、特に歩道通行の違反行為について詳細を聞かせていただきました。

市内に整備されている国道、県道、市道の歩道のほとんどが、歩行者と自転車の両者が通行できるような規制がかけられているため、来年の4月以降でも、歩道内を自転車が通行しても取締りの対象にはならないとのことでした。

とはいうものの、今後、自転車は軽車両という位置づけに変わっていくことには間違いなさそうであることから、将来的なことも踏まえ、私が視察に行かせていただいた文京区の取組のように、今後の取組の中で、自転車専用と分かる自転車のロゴのマークを入れ、自転車専用道として色分けをした線を引くなど、対策を取り入れることも必要だと思われま

すので、2点目は、自転車の交通反則通告制度導入における今後の道路整備についてお聞きいたします。

○議長（北崎安行君） 市民課長、田中良久君。
○市民課長（田中良久君） 於久議員の自転車の交通反則通告制度についてのご質問のうち、令和8年4月より開始される自転車の交通反則通告制度の市民への周知についてのご質問にお答えいたします。

自転車の交通反則通告制度の導入の背景や概要につきましても、先ほど議員がおっしゃられたとおりです。

12月10日

ご質問のありました本制度の市民への周知につきましては、本制度を含めた自転車の適正利用に向け、警察をはじめとする関係機関と連携した周知・啓発に努めてまいりたいと考えています。

ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（北崎安行君） 建設課長、馬場政年君。

○市参事兼建設課長（馬場政年君） 自転車の交通反則通告制度に関するご質問のうち、今後の道路整備についてお答えいたします。

ご質問の現状認識と今後の対応についてでございますが、道路整備に際しては、道路構造令等関係法例の基準に基づいて、地域の状況、通行量などを勘案して実施されているため、現時点において、特段の追加的な整備は考えておりません。

今後につきましては、国道や県道もございますので、通行の安全性向上に向けて、引き続き、関係機関と統一的な視点で課題を共有し、連携して対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 3番、於久弘治君。

○3番（於久弘治君） それでは、1点目の令和8年4月より開始される自転車の交通反則通告制度の市民への周知については再質問いたします。

町なかでよく見かけるのは、部活帰りだと思われませんが、集団で生徒たちが自転車を並走しながら帰宅している最中に、歩行者と接触する場面や日没後に運転中の自動車が、無灯火の自転車に気づかずに接触しそうな場面を何度か目にしたことがあります。

そういった自転車の並走、無灯火を始めとした自転車の安全利用の啓発が必要になると思いますが、今後、進めていかれる警察署との協議の中で、どのように市民に対して自転車の安全利用促進を図っていかれるのかをお聞きいたします。

○議長（北崎安行君） 市民課長、田中良久君。

○市民課長（田中良久君） では、於久議員の再質問にお答えします。

先ほど答弁いたしましたとおりであります。議員からのご意見等も参考に、市民の方々に対しましても、本制度を含めた自転車の適正利用に向けまして、警察を始めとする関係機関と連携した周知・啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（北崎安行君） 3番、於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 警察署との協議については、本市としては、これからということもあり、今後、

具体的な取組がなされていくものだと思いますが、先ほどの私からの提案を含め、市民に向けたよりよい対応を進めていただくことをお願いいたします。

また、2点目の自転車の交通反則通告制度導入における今後の道路整備については、再質問はございませんが、このような道路交通法の改正は、国で議論されると、数年のうちに施行に至る傾向にあります。

将来的に自転車道の整備が必要になる時期が来たとしても、本市においては、柔軟に対応できるように自転車のログマークを入れ、自転車道としての色分けをした線を引くなど、先ほどの私からの提案も含め、事前に検討を進めておいていただくことをお願いいたします。

次に、高田高校生のための学びの21世紀塾うみねについて質問いたします。

私の母校であります市内唯一の高田高校の存続を図っていくため、学力向上と難関大学突破を目標に掲げた高田高校生のための学びの21世紀塾、通称うみねを令和4年5月より、公設民営塾としての運用を開始しています。

うみねの開始以前までは、私の周りでも高田高校に進学をする生徒が少なくなっているように感じられ、高田高校の存続を私自身も懸念していたところ、本来、県が主体である高校に対して、3年前に市として、このような高校を応援する取組をしていくことに一議員として喜ばしく感じたことをよく覚えています。

そこで、令和4年5月から公設民営塾であるうみねが開始され、約3年が経過したことから、うみねの状況と実情についてお聞きしてもよい時期が来たのではないかと思われたので、今回、質問させていただくことにいたしました。

教育委員会といたしましても、うみね事業についての精査は続けられておられるかと思われませんが、本事業は、本市の予算の中で進められていることから、市民の方にも、うみねの状況と実情について知っていただくことが必要であると思われま。

それでは、1点目に、令和4年5月より開始された高田高校生のための学びの21世紀塾うみねの状況について。

令和4年度から令和7年度までの4か年におけるうみねに登録された生徒並びに、そのうち、参加された生徒は何名おられたのかについてお聞きいたします。

次に、公設民営塾であるうみねを開塾するに至った目的は、学力向上と難関大学を突破することであったことから、うみねに参加された生徒の学力成果についても、結果が現れたのかどうかについてとても気になるところです。

開塾から3年目ということもあり、はっきりと見えない部分もあろうかと思われませんが、2点目に、うみねに参加された生徒の令和6年度の学力成果について。

学力には様々な判断基準があると思われませんが、そのうちのひとつとして、大学等の合格実績についてお聞きいたします。

○議長（北崎安行君） 学校教育課長、上家誠夫君。

○学校教育課長（上家誠夫君） 於久議員の高田高校生のための学びの21世紀塾うみねについてのご質問にお答えさせていただきます。

高田高校生のための学びの21世紀塾は、子どもたちの学びの機会の確保と市内唯一の高田高校の存続を目的に、難関大学突破や生徒の学力向上などを目標に掲げ、市の予算で国の交付金を活用して、令和4年5月に公設民営塾として開塾いたしました。

まず、1点目のご質問の実施状況についてですが、公設民営塾の登録者数は、開塾した令和4年度は83人、令和5年度は103人、令和6年度は114人、令和7年度は現時点で106人となっております。

受講内容についてですが、学習支援として、主に英語、数学、国語の3科目についての集団授業と個別伴走型の学習支援を、さらに、3年生については受験対策として、生徒それぞれが必要な受験科目について個別の学習支援を行っております。

また、2年生を対象に、自分の夢への挑戦や進路を考える機会を与える探求活動や世の中の企業や職業についての理解を深めるキャリア学習なども行っております。

次に、令和6年度の学力成果についてですが、受講生114人のうち、3年生については26人ですが、4年生大学合格者は18人、短期大学合格者は1人、専門学校合格者は2人です。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 3番、於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 1点目の令和4年5月より開始された高田高校生のための学びの21世紀塾うみねの状況については、再質問はございませんが、うみねの開塾は、高田高校の存続を図るために、本市独自で予算をかけて行っている政策であり、並びに

生徒の皆さんの学力を向上させるよい機会でもあるので、できるだけ多くの生徒が参加されることを希望いたします。

次に、2点目のうみねに参加された生徒の令和6年度の学力成果については再質問いたします。

先ほどの課長からの答弁の中で、うみねに参加された生徒のうち、令和6年度に大学に合格された生徒が18名おられたとお聞きしましたが、この18名のうち、国公立大学、私立大学、その他の大学に分かれるものと思われませんが、それぞれの大学の合格者は何名おられたのかをお聞きいたします。

○議長（北崎安行君） 学校教育課長、上家誠夫君。

○学校教育課長（上家誠夫君） 於久議員の再質問にお答えいたします。

4年生大学合格者18人の内訳ですが、国公立大学が7人、私立大学が11人となっております。

また、難関大学につきましては、合格者は3人となっております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 3番、於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 公設民営塾うみねは、高田高校の生徒にとって、学力の向上はもちろんのこと、人間形成の場としても活用されている点においても、今後、本市の事業として進めていっていただきたいと強く感じています。

ですが、市の財源を投じての取組ということもあるため、やはり、学力の向上を中心に評価していく必要があることには変わりないため、教育委員会として、引き続き、チェック体制をしっかりと行っていくこともお願いをし、私からの質問を終わります。

○議長（北崎安行君） 一般質問を続けます。

6番、井ノ口憲治君の発言を許します。

6番、井ノ口憲治君。

○6番（井ノ口憲治君） 議席番号6番の井ノ口憲治でございます。

年々、外国人労働者をはじめ、多くの外国人が来日し、いろいろな分野で活躍をしてくれております。

そのような中、国保制度の仕組みがよく分からず、国保税が滞納されている現状もあるようでございます。

政府は、早ければ、2027年度から国保税の滞納情報を在留資格の審査に活用することとなっています。滞納状態が1年6か月続くと、医療費は全額自己負担となり、在留資格も失いかねず、適切な徴収は保

12月10日

険財政だけでなく、本人にもメリットになると考えられます。

そこで、外国人の国保税の滞納問題について、4点質問をいたします。

1点目は、本市が、外国人に国保の制度、仕組みをどのように周知をしているのか。

2点目は、外国人のうち、国保に加入している方の割合はどれぐらいか。

3点目は、国保税の滞納状況はどうか。

4点目は、国保税の滞納問題をどのように考えているか。

以上、質問いたします。

○議長（北崎安行君） 保険年金課長、佐々木真治君。

○保険年金課長（佐々木真治君） 外国人の国保税の滞納問題についてのご質問のうち、私からは、外国人への国民健康保険制度の周知と国保の加入状況についてお答えいたします。

ご案内のとおり、少子高齢化、人口減少社会の進展に伴いまして、日本の様々な産業を支えている労働力の不足が大きな社会問題となっており、こうした人材確保が喫緊の課題となっておりますことから、現在では、外国人技能実習生の受入れが不可欠の状況となっております。

本市におきましても、慢性的な労働力不足の緩和に向け、農業や製造業、建設業などの様々な分野で外国人技能実習生の受入れが行われておりますことから、特に、こうした技能実習生をはじめとした外国人の方が本市に居住しているところでございます。

ご質問のありました外国人への国民健康保険制度の周知につきましては、現在、国民健康保険の加入手続をされる際、日本語が分かる方が同行される場合が多いことから、そうした方を交えて国保税を含めた説明を行うとともに、多言語にも対応した国保制度全般が記載されたパンフレットを配布しているところでございます。

また、市のホームページについては、多言語対応をしておりますので、その中でも制度の案内ができるようになっております。

加えて、本市への転入手続の際にも、国民健康保険の加入や国保税の納付を含めた各種手続をはじめ、外国人の困りごと等の相談を受け付ける外国人相談窓口など、豊後高田市での生活に関する様々な情報を1冊にまとめた外国人向けの生活ガイドブックを市民課で配布しているところでもございます。

今後につきましても、引き続き、分かりやすい国保制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、本市在住の外国人のうち、国民健康保険の加入状況につきましては、本年10月末現在の住民基本台帳人口のうち、外国人の人口が1,077人に対しまして、国民健康保険の加入者は178人で、率にして16.5%の割合となっております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 税務課長、瀬々信吉君。

○税務課長（瀬々信吉君） 私のほうからは、外国人の国保税の滞納問題のうち、滞納状況についてお答えいたします。

昨年度、令和6年度の状況は、外国人で国民健康保険に加入している世帯146世帯のうち、27世帯が滞納となっており、割合としては18.5%、税額として169万1,000円の滞納でありました。

滞納割合を3か年で見ますと、令和4年度が28.8%、令和5年度が22.0%、そして、先ほど申し上げた令和6年度が18.5%と、年々滞納率は下がってきている状況です。

外国人技能実習生の増加に伴い、国民健康保険の加入世帯数は増加しておりますが、滞納率は減少している状況となっております。

次に、国保税の滞納問題をどのように考えているかについてでございますが、国民健康保険は国民皆保険の一部で、医療費を支え合う相互扶助の仕組みであることから、外国人か日本人かにかかわらず、納税義務者間の税負担の公平性を保つためにも納付の推進を図り、督促状や催告書の発送、そして、差押えなどの滞納整理に取り組んでいくことで公平性を保ちたいと考えております。

そのような中で、議員からご紹介がありました、外国人の在留資格審査に国民健康保険税の滞納状況が活用されるという制度も、国において検討されているようですので、注視してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 6番、井ノ口憲治君。

○6番（井ノ口憲治君） 課長から、パンフレットやこのようなミャンマー人が楽しく豊後高田市で生活するためのガイドブックもいただきましたが、このようなガイドブックも作り、懇切丁寧な説明をしていることもよく分かりました。

それから、資料にも載っていますが、18番でございますが、外国人国保加入者が年々増えている。111から127、146というように世帯数が増えています。

滞納の世帯数が32、28、27と、僅かではありますが減ってきていることもよく分かりました。しっかりとした取組ができている成果だなというように思ったところでございます。

これからさらに、外国人が、多く日本に来ると思われませんが、それらの人々が国保税等の制度を十分理解し、納税の義務も果たし、日本で大いに活躍をしていただきたいと思いますところでございます。

以上で質問を終わります。

○議長（北崎安行君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から12月17日まで休会とし、各委員会において付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は、12月18日午前10時に再開し、各委員長の報告を求め、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、討論の通告は、12月16日午後5時までに提出願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時35分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 北 崎 安 行

豊後高田市議会議員 安 東 正 洋

豊後高田市議会議員 河 野 正 春